

保護者各位

石垣市立石垣中学校  
校長 石垣 史昭  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の学校における対応について(お知らせ)

平素より本校教育活動への格別のご理解・ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)上の5類感染症に移行いたしました。

これに伴い、文部科学省による学校における衛生管理マニュアルの改定や沖縄県教育委員会(教保第171号)及び石垣市教育委員会(石教教第276号)についてみだしのことにつき通知があり、これらを参考に、本校では下記の通り従来の感染症対応の見直しを行いました。

なお、5類感染症移行日より本日まで、本校生徒の新型コロナウイルス陽性者の増加に伴う学級閉鎖もあり、感染症拡大防止のための対応をさせていただきました。感染症拡大予防に対して今後ともご協力をお願いします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒の出席停止の期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快<sup>※1</sup>した後、1日を経過するまで」を基準とします。
- 2 出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨いたします。
- 3 5類感染症移行日の令和5年5月8日以後においても、本日(6月2日)までは、新型コロナウイルス感染症者増加による感染予防対策として、風邪症状は、「出席停止」といたします。
- 4 来週の6月5日以降は、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。風邪症状は、「病欠」となります。

【参考資料】

6月2日(金)以前		6月5日(月)以降	
本人が感染した場合	出席停止	本人が感染した場合	出席停止
本人が濃厚接触者となり自宅待機の場合(同居人等が感染)	出席停止	同居家族等が感染した場合であっても、本人の感染が確認されていない場合の欠席	欠席
本人が感染することが不安で保護者が休ませたい場合	出席停止	本人が感染することが不安で保護者が休ませたい場合(合理的理由 <sup>※2</sup> と認められた場合のみ)	出席停止 ※要相談
本人が風邪症状で欠席の場合	出席停止	本人が風邪症状で欠席の場合	欠席

※1 軽快(けいかい)…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること

※2 合理的理由…同居人に高齢者や基礎疾患者がいる場合など

病院受診 → 石垣市子ども医療費助成制度が適用可能。(問い合わせ 石垣市子ども家庭課:0980-87-0771)